

※ 登録番号	第 128 号 (令和 4 年 5 月 10 日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	<input checked="" type="checkbox"/> 総合不動産投資顧問業
2.法人・個人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 個人
3.商号又は名称 (ふりがな)	(さげいるず・あせつと・あどばいざりー かぶしきかいしゃ) サヴィルズ・アセット・アドバイザー株式会社	
4.氏名 (ふりがな) (法人である場合は代表者氏名)	(かつの ひろゆき) 勝野 浩幸	
5.資本金額	金 50, 100, 000 円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
(かつの ひろゆき) 勝野 浩幸	代表取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤
(ていもしー・ぶらっどべりー・ろ びんそん) ティモシー・ブラッドベリ ー・ロビンソン	取締役	常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤
(くりすちゃん・ふらんしす・まん しーに) クリスチャン・フランシス ・マンシーニ	取締役	常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤
(すだ かずひこ) 須田 和彦	監査役	常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤

(記載上の注意)

- 1 「※登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2.法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 4 「3.商号又は名称」、「4.氏名」
 - (1) 法人は商号を「3.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「4.氏名」に記載すること。
 - (2) 個人は、「3.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋号等の名称を記載することができる。

- (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「4.氏名」に（ ）書きで併せて記載することができる。
- 5 「5.資本金額」には、出資総額を含む。
- 6 「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
(かつの ひろゆき) 勝野 浩幸 (営業所の業務を統括する者)	代表取締役兼アキュジション 部長	
(そのべ たかあき) 園部 節明	執行役員兼ポートフォリオ・ マネジメント部長	
(もぎ こうえい) 茂木 幸栄 (判断業務統括者、不動産の 価値の分析又は当該分析に基 づく投資判断を行う者、助言 の業務を行う者)	執行役員兼アセット・マネジ メント部長	投資判断、投資助言、売買 、賃貸、管理等
(さくま かずき) 佐久間 一樹	コンプライアンス室長 兼内部監査室長	
計4名		

(記載上の注意)

- 1 第4条第1項第3号に規定する重要な使用人の種類（営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等）を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。
- 2 「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別（投資判断、売買、賃貸、管理等）を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に記載すること。

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本店	平成23年9 月28日	〒100-0006 千代田区有楽町二丁目7番1号 TEL:03-6777-5252
計1店		

(記載上の注意)

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

9.業務の方法

1. 投資助言業務または投資一任業務の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域
 - (1) 不動産の種類：オフィスビル、商業施設、住宅等（これらを信託財産とする不動産信託受益権を含む。）を取り扱う。
 - (2) 規模：特段の定めを設けない。
 - (3) 所在する地域：特段の定めを設けない。
2. 助言の方法
 - (1) 助言の種類：単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言のいずれも行う。
 - (2) 投資顧問契約の締結：個々の顧客との交渉を通じて条件を決定する。契約条件は、各顧客の状況や属性によるものとする。
 - (3) 助言の方法：書面、面談、電子メール、電話等により行う。
3. 報酬体系（投資助言業務及び投資一任業務共通）
 - (1) 継続的な資産運用に係る投資助言業務又は投資一任業務の報酬原則として以下の通りとする。但し、業務内容等勘案して契約ごとに顧客との協議の上、個別に定める。
 - ① 取得報酬：対象となる不動産（不動産を信託財産とする不動産信託受益権を含む。以下同）の取得価格に0.5～1.0%の料率を乗じた額程度とする。
 - ② 管理報酬：対象となる不動産の賃料収入、もしくは、NOIに0.5～1.0%の料率を乗じた額を年額として、対象となる不動産の運用期間に応じて月割り（一ヶ月に満たない場合は日割り）により計算した額とする。
 - ③ 売却報酬：対象となる不動産の売却価格に0.5～1.0%の料率を乗じた額程度とする。
 - ④ 成功報酬：売却に際して、一定の目標利回りを超過した場合に、当該超過収益に20%の料率を乗じた額程度とする。
 - (2) 単発的な助言業務業務内容等を勘案して、契約ごとに顧客との協議の上、個別に定める額とする。
4. 報酬の支払時期
 - (1) 継続的な資産運用に係る投資助言業務又は投資一任業務の報酬原則として以下の通りとし、詳細は、業務内容・スキーム等を勘案して、契約ごとに顧客との協議の上、個別に定める。
 - ① 取得報酬：取得月の翌月末日までとする。
 - ② 管理報酬：一ヶ月ごと、または三ヶ月ごとの支払とし、支払は、当該管理運用期間の翌月末日までとする。
 - ③ 売却報酬：売却・決済月の翌月末日までとする。
 - ④ 成功報酬：超過収益確定後、一ヶ月以内とする。
 - (2) 単発的な助言の報酬

原則として助言業務が終了した月の翌月末までとし、詳細は顧客との協議の上、契約書等において定めるものとする。

5. 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法

匿名組合契約出資持分、信託（信託受益権）等を資産運用のために用いることがあるものとする。また、資産運用のための特別目的会社として、特定目的会社等を用いる場合が有り得る。

当社は、それら特定目的会社等との間で、投資顧問契約を締結する。

6. 総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にあつては、不動産の運用実績の開示について、GIPS基準（資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。）に準拠表明をしたものである場合には、その旨
準拠表明しない

(記載上の注意)

次の各項目につき記載すること。

- 1 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類（例：業務用ビル、商業施設、住宅等）、規模及び所在する地域
- 2 助言の方法（例：単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言等）
- 3 報酬体系
 - (1) 顧客が不動産投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。
 - (2) 会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。
 - (3) 成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。
- 4 報酬の支払時期
- 5 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
- 6 総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にあつては、不動産の運用実績の開示について、GIPS基準（資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。）に準拠表明をしたものである場合には、その旨

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
①. 金融商品取引法第29条の登録	関東財務局長(金商)第2639号	平成24年5月11日
②. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事(3)第93904号	令和4年2月17日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

(記載上の注意)

1から3までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 不動産等に関する投資顧問業務 2. 不動産の管理及び運営等に関するコンサルティング業務 3. 不動産の売買又は賃貸借に関する媒介及び代理業務 4. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理 5. 不動産の投資・運営に関する調査業務 6. 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業 7. 有価証券の投資に関する調査業務 8. 有価証券に関連する情報の提供又は助言(投資顧問業に該当するものを除く。) 9. 資金調達の助言に関する業務 10. 前各号に付帯する一切の業務
--

(記載上の注意)

- 1 日本標準産業分類表細分類又は定款の内容に従って記載すること。
- 2 第6条第2項第2号カの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資の金額		住 所
		割合	
(さヴいるず・じゃぱん かぶしがいしゃ) サヴィルズ・ジャパン株式会社	801株	100%	東京都千代田区有楽町二丁目7番1号

(記載上の注意)

- 1 「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族(配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族)に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に()書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

13. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
(くりすちゃん・ふらんしす・ま んしーに) クリスチャン・フランシ ス・マンシーニ	商号：サヴィルズ・ジャパン株式会社 業務の種類：不動産管理業、事務所売買及び賃貸の仲 介、住宅の売買の媒介
(ていもしー・ぶらっどべりー・ ろびんそん) ティモシー・ブラッドベ リー・ロビンソン	商号：Savills Management Services Limited 業務の種類：グループ会社管理事業
(すだ かずひこ) 須田 和彦	商号：東京共同会計事務所 業務の種類：会計監査業務等の公認会計士業務等

(記載上の注意)

- 1 「常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」の業務の種類又は他に営んでいる事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第9面の次に添付すること。